

部落差別と法律

The discriminated community and Law

~The discrimination that the people were placed in the bottom of the old class system~

NPO まちづくり神戸・インターン生 法学部生

概要

一般的に認識されている「部落差別」を中心に、差別問題について憲法、法律から検討し、また過去の法律も参照していくことで、差別問題の本質的な部分の考察を目指す。

キーワード

人権問題

被差別部落 #被差別部落民

日本国憲法 # 大日本帝国憲法 # 太政官布告

目次

始めに：p.1

1 章「法律と制度の変遷」：p.3

これまで制定された法律を振り返る

2 章「差別の例・検討」：p.6

実際に存在した差別の実態・法律にあてはめる

ことで見える事実

3 章「日本国憲法と法律」：p.9

国の最高法規である憲法から法律を見る

まとめ：p.13

付録：p.15

謝辞：p.17

資料一覧：p.18

①太政官布告第448号・449号

②同和対策審議会答申（昭和40年）

③地域改善対策特別措置法

④地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

参考文献：p.22

Keyword

#human rights issue

#the discriminated community #the people in the
discriminated area

#the Constitution of Japan #the old Constitution
established in Meiji era #Daijo-kan

Fukoku(Proclamation by the Grand Council of
State)

Contents

Introduction : p.1

Chapter 1 [The transition of the law and system] : p.3

We look back on the law which have been enacted until
now.

Chapter 2 [The example of discrimination, and
consideration] : p.6

The real state of the existed discrimination, and the

reality that we can look by applying that to the law.

Chapter 3 [the Constitution of Japan and Law] : p.9

We think about the law from the constitution that is
the supreme law in Japan.

Summary : p.13

Appendix : p.15

Words of thanks : p.17

Material list : p.18

- ① Declarations of Daijo-kan No.448 and 449(Daijo-kan is a government institution in the Meiji era)
- ② A submitted report about the project to solve the discrimination
- ③ A special measures law for regional improvement
- ④ A law about the special measures of financial related the regional improvement
- ⑤ People who killed themselves over censure (example of Hiroshima prefecture)

Bibliography : p.22

<始めに>

第二次世界大戦後、国の最高法規である日本国憲法において、思想や学問等さまざまな自由、そして「法の下での平等」が規定された。現代の法はすべてそれに基づく、または準じており、個人の人権保護を目的とする法律や条文も多く存在する。

人権教育は、道徳の授業等を通して小学校から行われ、外部の専門家による講演会も開催されることもあるだろう。そうした人権教育の内容は様々であるが、学年が上がるにつれて、いじめなど、一部の集団内で起こる人権侵害から、社会的な差別問題についての講演が多かったように思う。

人権教育に力を入れている大学も多くあり、関西学院大学では、全学部の学生が受講できる人権科目が多くある。

年度によって変更があるが、現代でも問題になる「セクシュアリティと人権」や「外国人と人権」、社会での認識が広まったものの改善すべきことは未だ残る「障害者と人権」など、様々な授業が開講されている。

その中でも、私は「部落差別と人権」という科目を履修した。

選んだ理由は、これを受講する前に受けた「在日朝鮮人と人権」という科目で、社会的に存在する人権が守られていない人々のことを知り、驚きと同時に自分がいかに無知であったかを知ったからだ。

受講するまでは、部落差別ということについて全く知識はなかったが、受ける前と後では私の意識は変わった。

特に衝撃だったのは、「被差別部落」と呼ばれていた地域に住んでいるだけで、被差別部落外の人々がやりたがらない作業をさせられていたことだ。牛肉は食べるのに、被差別部落外の人々がやりたがらない牛の解体作業などをやらされ、被差別部落の人々はその余り物しか食べられないことが多かった。その余り物が、現代の¹ホルモン焼きである。

こういった生活を通して、独自の文化が生まれていったが、学校や職場等で出身地を聞かれ答えると、差別意識を向けられるといった人権侵害も多くあった。

授業では、近年放送された²「部落」差別のドキュメンタリーを視聴した。そこでは、政府の政策によって生活の改善は進んだが、人々の差別意識は現代でも残っているという点が強調されていた。

¹ 豚などの臓物を小さく切って焼いたもの。(広辞苑第六版より)

² 「部落」の表記について、このホームページの中に「部落」という表記が出てきますが、これは「被差別部落の部落」ではなく、「行政区の単位を示す部落」で、「江戸時代の頃の村を表す部分集落の略称」です。鹿島市においては、行政区の単位を示す言葉として一般的に使われています。「部落」という表記が「被差別部落の部落」と感じる地域の人も見ることがあるホームページ上で、の表記を使うことについて、鹿島市同和対策課及び関係運動団体とも協議した結果、「日頃、行政区の単位の意味で部落と日常的に使っている言葉を逆に使わないことは、これも差別の一種である。鹿島市 HP で部落を表記することは何ら問題ない。」との結論に達しましたので使用しています。」(転載：佐賀県鹿島市 HP より)

しかし、NPO 法人「まちづくり神戸」のインターンシップを通して、「部落」差別は法的整備がかなり進んでおり、差別はもはや残っていないという話を聞いた。

差別は残っているのかいないのか。法律によってどのような保障が制度化されているのか。そこで、「部落」差別について、研究を進めたいと思ったのである。

<1 章> 法律と制度の変遷

「旧身分制度差別問題」とは、被差別部落に住む人々がその地域外に住む人々から、様々な差別、人権侵害を受けてきたことである。

自身の出身地を言うと学校では口をきいてもらえなくなる、日常生活の中で差別的言動を受ける、職場で不当な扱いを受ける等であったり、学校を選ぶときや就職先を決める際、被差別部落出身という理由で不合格・不採用になることがあった。

こうした差別に加えて、旧身分制度差別において顕著に現れたのは、結婚差別である。

交際している人々が被差別部落出身だとわかると、もう交際できない、結婚できないと言われてしまうことがあった。これは交際相手だけではなく、相手方の家族から断られることもあり、本人たちは交際を続けたいが、その家族の反対によって結婚が叶わなかった場合もあったそうだ。

のちに詳しく検討するが、自由と平等をうたう日本国憲法下では到底許されない。しかし、戦前はもちろん、戦後の憲法制定後であっても、すぐにこのような差別がなくなることはなかった。

こうした旧身分制度差別問題について、明確な発生時期、その原因等はわかっていない。

しかし少なくとも、江戸時代から「穢多・非人」と呼ばれ蔑まれた人々がいた。

天皇主権となった明治政府は、そう呼ばれる人々をなくすため、「解放令」を制定し、続けざまに徴兵制と地租改正も行った。

解放令とは、³太政官布告第 448 号と第 449 号（明治 4 年、1871 年）のことである。政体書による「天皇の権力総てこれを太政官に帰す」と定められ、その⁴太政官によって定められた法令が、太政官布告であった。

「解放令」によって賤称は廃止され、身分や職業も平民たちと同等とされた。しかし、解放された人々は平民と区別され、「新平民」と呼ばれるようになったのである。

フランスやアメリカのように、市民革命を体験したことがある農民たちはいない。農民たちにとって権利は、当たり前に分たちに帰属しているものではなく、天皇から与えられるものである。そういった大事な権利を、今まで差別してきた人々が急に持つようになり、農民たちが混乱したことが、一つの理由として考えられるだろう。⁵

さらに農民たちを不安にさせたのは、続けて出された徴兵制と地租改正である。

働き手が減少することは、農家にとって重大な問題であり、地租改正によって農民たちの

³ 資料①参照

⁴ ここでいう太政官とは、明治政府においておかれた最高政治機関であり、古代のようにその役職に就く人物を表すのではない。

⁵ 某人権交流議会代表の解説。

負担はそれまでよりも大きくなった。地租改正反対一揆等、農民による政府への反対運動は起こったが、権利という概念がなかった農民たちは、市民革命のように政権奪取や国民権を訴えることはなかった。

これらの政策は、今までの農民生活の破壊につながる重大な問題であった。その不満は、農民にとって、国家よりも自分たちの近くにいた、⁶被差別部落民に向いたのである。太政官布告第 448 号及び第 449 号によって、法的には制度が解消されたものの、実際には旧身分制度差別は残ってしまった。

第二次世界大戦が終わり、アメリカ主導の下作成された日本国憲法には、個人の尊重、法の下での平等、居住や職業選択、婚姻の自由等、旧身分制度差別を全面的に否定する条文が多く含まれた。

昭和 40 年（1965 年）には⁷同和対策審議会が開かれ、改めて旧身分制度差別を「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」、「審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないこと」、「関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識した」等々、この差別問題は憲法に反するという点が多く述べられている。また、「太政官布告」は形式的な解放令に過ぎなかった点、実質的に差別や貧困から解放するための政策が行われなかった点が指摘されている。⁸⁹

また、旧身分制度差別は近代的差別であり、「部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解される」とし、未だ差別は残っている点が強調された。

そして、この同和対策審議会により「同和対策事業特別措置法」が制定されたのである。

同和対策事業特別措置法第 5 条では、この法律が目指す目標として、「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。」とあり、特に¹⁰日本国憲法第 13 条や第 16 条の順守を目指す点がうかがえる。そして同和対策事業特別措置法第 6 条には具体的な政策が、第 7 条ではその費用は国負担である、と明記されている。

⁶ 某人権交流議会代表の解説。

⁷ 法律百四十七号（昭和三五・八・一三）◎同和対策審議会設置法（目的及び設置）第一条 同和問題の解決に資するため、総理府に、付属機関として同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。（衆議院 HP より・資料②参照）

⁸ 太政官布告第四百四十八、及び太政官布告第四百四十九の誤りである。太政官布告第六十一号、太政官布告第四百四十八、及び太政官布告第四百四十九は資料①参照。

⁹ 同和対策審議会「実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。」：明治政府においても、予算配分は行われたものの、実情を把握した政策が行われたというわけではなかった。

¹⁰ すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

しかし、この法律は 10 年間の時限法であったうえ、3 年延長されたものの失効し、昭和 57 年（1982 年）に制定された「地域改善対策特別措置法」に引き継がれ、「同和対策」から「地域改善対策」と名称を変えた。

地域改善対策特別措置法もまた 5 年の時限法であり、昭和 62 年（1987 年）に失効後は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に引き継がれた。数回の改正を経て、平成 14 年（2002 年）に、国策による旧身分制度差別問題への対策は終焉した。

国が今まで取り組んできた政策によって、被差別部落内外の差をほぼ解消することができたが、その一方で、インターネットという新しい情報空間では解決できていない点が明らかになった。

そこで、平成 28 年（2016 年）に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、現行法として、令和 3 年（2021 年）現在も有効である。

「部落差別の解消の推進に関する法律」では、基本理念として「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」とし、過去の行き過ぎた政策、民間運動団体の言動等、差別解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する施策を実施するという¹¹参議院付帯決議がつけられた。被差別部落への政策だけでは差別解消につながらず、被差別部落外との差をなくすことが大切であることが認識された法律であるが、「現在もなお部落差別が存在する」ということを明らかにした法律とも言えるだろう。

そのため、この法律を制定するにあたって、反対意見も多かった。参議院法務委員会では、制定する際に調査をするべきであるという意見に対して、被差別部落民を特定することはまた新たな差別を生むのではないかという考えが強く主張され、また全国の自治体からも困惑の声が寄せられた。

結果的には施行されたものの、その政策方針は国会内でも議論されている。

このように、旧身分制度差別問題に関する法律は、名前はもちろんその内容も時代と共に変化し、慎重な議論を経て施行されてきたのである。

ただ、差別解消状況、特に法的には解消されている状況を見て、今後は、差別解消三法、ハラスメントに対する防止法を包含した法律の必要性がある。

¹¹ 「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する付帯決議」（平成二十八年十二月八日） 参議院法務委員会において制定。

<2 章> 差別の例・検討

1 章で述べたように、旧身分制度差別は、太政官布告によって法律上あつてはならないことと、すでに規定されている。しかし、少なくとも国による政策が行われる戦後しばらくの間も差別は残っていた。

被差別部落の問題に限らず、日常生活での様々なことについて、ある特定の人と他の人との扱いが違う、ということを経験していくことが多いように思う。

では、示した例も含め、「差別」とは一体何なのだろうか。

某人権交流議会代表の方にお話を聞くと、差別とは「正当性や合理性を持たない、いわれなき理由を根拠にして、一方が他方の権利を侵害する行為を指す」ことであるという。

この「いわれなき理由」とは、科学的に根拠がないことであり、実際にこの旧身分制度問題においても、「異人種と考えられていた被差別部落民についての調査が明治時代に行われ、逆に自分たちと何ら変わらない人々であるという点が明らかになったこともある。旧身分制度差別問題に限った話ではないが、科学的根拠に基づかない差別は、今までも多くあった。」¹²

それでは、これらの人権侵害を法律にあてはめて考えると、正しいのだろうか、正しくないのだろうか。

まず、大日本帝国憲法（明治憲法）において検討しよう。

大日本帝国憲法では、第 2 章に「臣民権利義務」として国民についての規定を設けていた。そこでは、兵役や納税の義務であったり、裁判を受ける権利や所有権の存在についても記載がある。

しかし、¹³大日本帝国憲法第 22 条で、居住や移転の自由は「法律の定める範囲内で」認められている。個人の自由な行動が尊重される時代ではなかったのだ。

国民の権利についての記載は大まかにとらえるとこれくらいであり、人権侵害や個人の尊重などの規定は見られない。「解放令」によって賤称は法的に廃止されたものの、その名称を使うと罰せられるといったことはなかった。

では、戦後に制定された憲法ではどうだろうか。

昭和 22 年（1945 年）に制定された日本国憲法では、第 2 章が戦争放棄の規定になり、国民の権利は第 3 章に設けられている。

日本国憲法第 3 章では、基本的人権の尊重、幸福追求権、法の下での平等など、いかなる国

¹² 某人権交流議会代表のお話による。

¹³ 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有す。

民も平等であるという記載が多くある。戦争に対する反省ももちろん含まれているのだろうが、人権といった概念が取り入れられたのは、革命を経験し個人の尊重という考え方をすでに持っていたアメリカが関わったことによって、現在のような憲法になったのではないかと思う。

最初に述べた、いじめの原因としての差別や就職・結婚差別を、日本国憲法で検討してみよう。

まず、被差別部落出身だからという一連の差別はどうだろうか。これは第 14 条「法の下
の平等」規定で、「～社会的身分又は門地により、～差別されない」といった規定に反するものである。出身や住んでいる地域を理由として人権侵害を行うことは、そもそも憲法違反なのである。

これを踏まえ、住んでいる地域がわかると暴言を受けたり無視をされるという問題はどうだろう。これは日本国憲法第 13 条「個人の尊重。幸福追求権・公共の福祉」に反するのではないだろうか。

すべての人は個人として尊重され、周囲に迷惑をかけない限り、自身の幸福追求は最大の尊重を保障されている。相手を個人として尊重するならば、暴言や相手を無視し傷つけるといった行為は、日本国憲法第 13 条の条文により、日本国憲法違反となる。

次に、就職差別について検討してみよう。

就職については、日本国憲法第 22 条で「居住・移転及び職業選択の自由」として、その選択自由が認められている。国民は、誰であっても、どんな人であっても、採用について平等に判断されなければいけないのである。

いくら平等に判断されると言っても、採用する会社からすれば、やる気や一定の能力がない人が来ても困る。それまでの経験や努力を採用基準とすることが一般的だろう。

しかし、被差別部落についての問題が関わってくると、判断基準がさらに増え、有能な人物を雇うという本来の目的から逸れてしまうことがあった。その一例として、社用紙の導入があげられる。

社用紙とは、本人の個人情報に加え、家族構成や親の仕事、信仰している宗教や自宅周辺の地図を書かせるなど、能力判断には必要ないであろう事項が設けられた。これは、信条や社会的身分、門地によって差別される可能性が十分にあり、第 14 条の規定に違反しているのではないだろうか。法の下の平等という概念がある以上、こういった制度は許されないのである。

最後に、結婚差別について考えてみよう。

そもそも、婚姻は日本国憲法第 24 条で「両性の合意のみに基づいて成立する」とされており、本人たちの家族などに左右されるべきではない。未成年であればそれぞれの一方の保

護者の同意が必要であるが、基本的には本人たちが自分で決定する権利があるのだ。

しかし、本人たちの一方が被差別部落出身であり、もう一方がそうではない場合、被差別部落出身でない人が、相手方の出身地が気に入らないという主張で婚姻を拒否した場合は、少し難しい問題となってしまふ。本人が嫌がっている婚姻を無理に進めることはできないだろう。

ただ、当事者の主張であっても、先ほど述べたように、そもそも被差別部落を理由にすること自体が憲法違反になるはずだ。

今まで検討したように、まず被差別部落を理由とすることが憲法違反であるし、それによる人権侵害ももちろん違憲である。ただこの点は、太政官布告第 448、449 号が発布されたその時から禁止されていた。はるか前から、決して許されない重大な憲法違反なのである。

<3 章> 日本国憲法と法律

2 章でみたように、被差別部落をもって差別の理由とすることは違憲である。

ここでは、1 章でたどった法律に合わせて検討してみよう。

日本国憲法を制定しただけでは、個人の尊重という考え方はすぐには広まらなかった。「解放令」と同じように、国民にとっては急に保障されても混乱したり、戦後直後では、個人の尊重よりも生活を立て直すことなどで精一杯だったのかもしれない。被差別部落に関する問題も、すぐには解決できなかったのである。

被差別部落に関する問題は、昭和 30 年（1950 年）代から繰り返し国会で議論され、昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会で、被差別部落の状態が認識され、同和対策事業特別措置法が制定されたのだが、この法律はどちらかというと、国会や自治体に取り組むべきであることを法律として制定し、義務化したという意味合いが強いのではないかと思う。

国民に対しては、同法第 3 条で「責務」として同和対策事業の目的を理解し、この事業の円滑な実施に協力するべきであるという規定があるが、それ以降は国が行うべき施策の具体化されたものが記載されている。

法律は基本的に、様々な事案に対応させるために抽象的に作られる。この法律の対象がかなり限定的である点も関係するのだろうが、他の法律と比較したとき、具体化が図られていることは大変画期的であると思う。しかし、同和対策事業特別措置法で、実際の差別問題に対して何かしらの主張をすることは難しいのではないだろうか。同和に対する規定を主に定めた法律では、国民の意識改革にはなかなかつながらない。やはり、日本国憲法の人権保障規定をもって旧身分制度差別問題に取り組むべきだろう。

次に制定された¹⁴「地域改善対策特別措置法」だが、これは同和対策事業特別措置法とは違い、国民については一切言及されていない。もちろん、国の施策が必要ないというわけではないため、法令について意味がないことはない。被差別部落の実態の状況が改善され、もはや「同和」という名の、特別扱いをする立法がはばかれる状況となり、この名称から、被差別部落における差別の存在を主張することは難しくなったということだろう。

つまり、差別状況が改善されたため、特別扱いから一般施策へ、形式上移行したものではないかと思われる。

この後に制定された、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」も、その名称の通り、国や自治体の予算配分を定めたものであり、直接人権について触れられたものではない。

これら二つの法律をもとに、被差別部落における公営住宅の建設、学校の設置、社会保障の充実など、様々な施策が行われたのであるが、被差別部落外との差をなくすべく、国が奔走した結果、被差別部落民が優遇されていると批判する逆差別意見、それによって被差別部

¹⁴ 昭和 57（1982）年に制定された時限法。（資料③参照。）

落外との確執も生まれてしまった。¹⁵

人権という概念がしっかりと定着すると、今度は今まで受けてきた差別を掘り下げ、差別したものに對して徹底的に説明を求める「糾弾」が行われるようになった。

「糾弾」とは本来、お互いの同意を得た上での対話をもって、お互いに納得するための手段であった。しかし、時にはエスカレートし、相手の同意を得ず身体を拘束することもしばしば行われた。中には糾弾という手段に対する不信感や対抗心も出始め、住民同士の溝は深まってしまうことになった。

また、被差別部落外の住民としては、自分たちの払っている分も含めた税金によって、被差別部落民に公営住宅が建てられ、子育ての費用が安くなり、街として改善されていく様子を見て、沈黙を貫いているわけではなかった。国の政策ではあったものの、その不満は時には被差別部落民、また訴える機関としてはお門違いである「行政」に向くことがあり、溝はさらに深まったのだ。

この糾弾という行為について、戦後からこれまで検討した法律は、旧身分制度差別問題の解消ということが目的であるため、被差別部落民による逆人権侵害は想定していない。しかし、憲法の観点から検討したときにはどうだろうか。

¹⁶日本国憲法第 18 条において、どんな人であっても奴隷的拘束を受けず、犯罪による処罰以外で苦役に服されないという規定がある。

警察や検察等による、法律で認められた身体的拘束でなければ、憲法に反している行為になる。身体的な拘束をもって精神的にも追い詰めていくような糾弾は、それまでいくら差別を受けていても、重大な人権侵害であり違憲となるのである。

国の政策への不満が被差別部落民に向く点について、これは解放令と同様の現象であると考えられるのではないだろうか。明治憲法下ではこれを違憲とすることは難しかったが、今日の日本国憲法では、どんな状況であっても人権侵害は違憲であり、そのような行為は認められない。

では、糾弾が行政に向くという点はどうなのだろうか。

もちろん、どんな相手であっても、身体的であれ精神的であれ傷つけることは許されない。それは傷害や暴力として、憲法はもちろん刑法によって罰せられるだろう。

市役所等、行政機関へ直接押し掛ける場合はどうか。幸福を求めた行動であれば許されるのだろうか。

日本国憲法第 13 条の幸福追求権では、「公共の福祉に反しない限り」の尊重が認められている。公共の福祉に反した場合は、この権利は認められないのだ。行政機関に押し掛けるという行為は正式な手続きを踏んでおらず、これは日常業務に支障をきたすだろう。これに

¹⁵ 参考：寺園敦史『新・だれも書かなかった「部落」』（宝島新書、2012 年）

¹⁶ 何人も、いかなる奴隷的拘束を受けない。

より、地域住民の生活にも支障が生じるかもしれない。

これは公共の福祉に反していると言えるのではないだろうか。その度合いによっては、公務執行妨害罪となり警察も出動する事態になることもありえる。

このように、日本国憲法から考えると、市役所等行政へ訴えるという行為が正しいとは言いがたいのである。

日本国憲法では、¹⁷第 41 条で国会（議会）、¹⁸第 65 条で内閣（行政）、¹⁹第 76 条及び²⁰77 条で裁判所にそれぞれ役割を設け、権力の一極集中を避けるための規定がある。特に、国会や地方議会で法律等を制定し、内閣や行政が執行するという権力関係が守られなければ、どちらかに権力が集中し、行き過ぎる政策が行われるかもしれない。権力の暴走はいずれ、戦争もしくはそれに大変近い闘争を生んでしまうだろう。

行政は議会によって作成された法律を実行する機関であり、ここに意見を主張しても、行政機関で改定することもできない。この改定行為は重大な憲法違反だからだ。法律や制度に不満があるときは、地方自治体であれば議会に訴えなければ、改定や廃止、改善される可能性は、憲法原理的にはないのである。

では、国会や議会にどうやって訴えればよいのか。

日本国憲法では、第 16 条で、国民の権利として「請願権」の規定を設けている。

「何人も、～法律、命令又は規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し～」とあり、衆議院のホームページによると、国籍や年齢に制限はない。ある程度の正当性や合理性のある内容でなければ当然認められる可能性は皆無であるが、誰でも、所定の手続きを踏めば国や自治体に意見提出ができるのである。そして、この手続きは憲法の条文をもとに制定された請願法に記述がある。また、「平穩に請願する」ことが、国民としての法令順守姿勢として示されている。

日本国憲法と同時に施行された請願法では、第 2 条で請願の簡単な様式、第 3 条では請願事項を所管する官公署に提出しなければならないという規定がある。官公署とあり、具体的な機関名が明示されていないが、憲法にのっとって考えれば、議会への請願がほとんどであるべきだろう。しかし、請願法第 3 条で、天皇への請願は内閣へ提出する旨の記載があり、これは注意が必要である。

また、もし提出先を誤った場合は、請願法第 4 条で、受け取った官公署が請願者に正しい官公署を指示するか、その官公署へ送付しなければならないと記載がある。これは国民にと

¹⁷ 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

¹⁸ 行政権は、内閣に属する。

¹⁹ すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

²⁰ 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

って、請願するというハードルが少しばかり下げられる規定ではないだろうか。

しかし、この法律はとても簡単な手順を示しているだけで、実際には様々な制約もある。

衆議院のホームページによると、まず請願をするには紹介議員の存在が必要である。請願内容について、議員の賛同が必要であり、手続きもその議員が主に行うようだ。

また、請願できる期間にも制限がある。国会が開会されてから受付が始まり、会期終了一週間前に締め切られ、会期が特に短い期間は受理すらされない。これは、国会の怠慢とまでは言わなくても、国民主権であるならば常時受け付け、その度に議論が行われるべきではないかと思うのが正直なところである。

このように、請願については制約を設けているからか、憲法での記載がないが「陳情」という制度が設けられている。

請願と同様、国や自治体に意見提出できるものである。大きな特徴として、紹介議員が不要であるという点があげられる。そのほかにも、会期に限らずいつでも提出することができ、様式等は請願とほぼ同じものであるため、請願よりも取り組みやすいのではないだろうか。

ただ、請願とは違い、議長が必要と認めなければ議論は行われない。

しかし、国民が団体であれ個人であれ、国や自治体に直接意見を言えるという権利は、大いに利用すべきではないだろうか。行政や他の住民に対して鬱憤を投げつけるのではなく、憲法や法律に沿った制度を活用することで、国会や地方議会ももっと活発化するのではないだろうか。

<まとめ> 日本国憲法と差別

これまで見たように、差別するということは人権侵害であり、憲法違反であることが明確である。しかし、旧身分制度差別問題に限らず、現代でも様々な理由で差別する人々がおり、また差別される人がある、なぜ、差別という事象は無くならないのだろうか。

近代心理学者のアルフレッド・アドラーによると、差別する人々の心理を「価値提言傾向」という言葉で説明している。

価値提言傾向とは、自分がいるべき本来の活動場所では自分が有能でないことを自覚しているため、本来の活動とは関係のない場所で他人を自分よりも低く評価することで、自分の価値を相対的に上げようとするものである、と解説されている。

これは旧身分制度差別問題においても、共通する点があるのではないだろうか。

同じ人間である者を、間違った結論をもとに攻撃することで、自分はその人々よりも優秀であり、認められるべきであるという意識が、この問題の根底に少なからず存在しているように思う。他人を自分よりも低く評価することで、安心感を得るのである。

もちろん、被差別部落に関する問題だけではない。時代の流れと共に主張されるようになった、女性の人権や外国人の人権、ジェンダーに関する人権など、今日でも存在する差別問題において、もし価値提言傾向がない人々であれば、そういった人々を攻撃するのではなく、自分と同等であると評価し認め合うだろう。自分とは違う人を「普通ではない」とし、攻撃することでやっと自分を認めることができる人は、あるいは大変寂しい人間なのかもしれない。

しかし、だからといって価値提言傾向行動が認められるということはない。人権侵害に当たれば立派な憲法違反である。

これらは立派な「ハラスメント」であり、他人の権利を侵害する重大な問題である。今日では、ハラスメント行為を禁止する法律がいくつか制定されており、もちろん現代でも有効である。

これも当然ではあるが、現代においてポピュラーである人権問題だけではなく、旧身分制度差別問題のように、歴史を持つ差別問題においても、限定した法律が設けられているが、たとえそれらの法律がなくとも、日本国憲法において人権侵害は違法となり、法的制裁は受けるということは当然である。

では、もしこういった法律に不満や納得できないことがある場合はどうすればよいのか。そのために、請願という権利が認められているのである。

国や自治体の制度による不満を同じ国民にぶつけるのではなく、法的に認められた権利をもって主張しなければならない。もし、そもそもそんな法律を作成する根拠となる憲法に不満があるのであれば、また別途定められた、憲法改正等、また所定の手続きを踏むべきである。

被差別部落に関する問題を、旧身分制度差別問題として取り入れ、差別にかかわる法律について検討してきた。被差別部落に対する差別は、もうすでに無くなったと考える人もいれば、まだまだ理解と改善が必要であると唱える人もいる。差別はもうすでに無くなったという人が存在する程度まで差別を減らすことはできたが、完全に払拭することができたとは言い難いかもしれない。

しかし、差別が当たり前のように存在し、国の最高法規で罰せられなかった戦前とは違い、現在は法的手段によって差別に対抗できるのである。また、差別を生む原因の一つであると考えられる政策に対する不満のぶつけ所も、憲法においては国会と規定されている、との解釈が可能なのではないだろうか。憲法や法律の下に国家や国民が存在するという日本国憲法では、それに反する行動は決して許されない。

日本国憲法では、思想の自由も保障しており、宗教等はもちろん、個人の考えが尊重されるということも意味している。憲法や法律であっても、頭ごなしに個人の考えを否定する力はないのだ。

被差別部落と呼ばれていた地域は、今はもうその境界がわからないくらいにまで、少なくとも外観は変化している。これまで法律も複数制定され、国による政策も行われてきた。

それでも、「差別は完全に解消された。」と全国民一致で主張することはできない。どの差別問題においても当てはまるが、皆が同じ答えを共有することは不可能である。差別してはいけないと思う人もいれば、自分たちとは違うのだと考える人々もいる。どちらかの考えを真っ向から否定し、その主張を押し潰すようなことをすれば、日本国憲法第19条における思想の自由に触れてしまう可能性がある。

しかし、どちらの考えであろうと、人権を侵害するような行為は許されない。差別を実行行為にうつすことも、はたまたそれまで受けた差別を理由にした報復で他人を傷つけることは日本国憲法違反なのである。

実に難しい差別問題であるが、自分に関係ないと目を逸らしてはいけない。人は誰でも、傷つける側、傷つけられる側、どちらにも属してしまう可能性がある。相手の立場になって考えること、言葉や行為による暴力に頼らず対話をしてみることを、少しでも考えながら日常を過ごすことについて配慮すれば、もう少し生活がしやすい世の中になるのではないと思う。

< 付録 >

これまで、主に旧身分制度差別問題と憲法の関係について検討してきた。

しかし、旧身分制度差別に限らず、日本では様々な要件による差別問題が存在しており、その中でも、「差別三法」と呼ばれる、人権に関する法律が3つ、平成28年に制定された。そのうちの一つが、「部落差別の解消に関する法律」（部落差別解消推進法）なのである。

日本国憲法は、国の最高法規である。そのため、すべての法律は憲法をもとに作成され、憲法に規定がないことに関する法律は、原理的に無効である。

「部落差別の解消に関する法律」をはじめ、ほとんどの法律に憲法のどの規定が根拠となっているかとの明示はない。ただ、被差別部落に関しては、第14条で門地による差別を禁止しているため、これが根拠法であるのかもしれない。あくまで推定であるが。

しかし、あとの2つ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）と、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）は、憲法におけるどの条文に当てはまるのだろうか。

障害者差別解消法について、障害者の人権に関する規定が憲法にはない。これは、直接の根拠法はないと考えるのが妥当ではないだろうか。

ただ、障害者を差別することは、第14条「すべて国民は法の下に平等であつて」という規定に反するという考え方もできなくはない。もしくは、社会的身分による差別を禁止する規定の方に当てはまるのかもしれない。どちらも推測であるし、確たるものはないのである。

ヘイトスピーチ解消法についても、明確な根拠規定は存在しないように思う。

外国人の人権について、日本国憲法は明確に規定していない。条文がないのだ。

しかし、²¹昭和53年（1978年）のマクリーン事件最高裁判決により、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり」という判断が出された。判例も、法律とはいかないまでも効力はあるため、この判決の「外国人に対しても等しく及ぶ」という解釈を根拠として、憲法が外国人の人権も保護しているという考えから、ヘイトスピーチ解消法は制定されたのだろうか。これも推測の域は出ないし、もっと別の考えから制定されたのかもしれない。

差別三法に絞って簡単に検討してみたが、憲法の具体的な条文を根拠としていると明確にわかる法律は、いったいどれだけあるのだろうか。

もちろん、社会情勢は常に変化しており、それによって法律も緊急性や柔軟性が認められることはあるだろう。しかし、憲法が最高法規である以上、それに基づかない法律は無効で

²¹ アメリカ国籍を持つ外国人の在留期間延長が、無断転職と政治活動の参加を理由として認められなかった事件。日本国憲法による人権保障がどこまで保障されるかが争点となった。憲法第三章の規定の中で、日本国民に限定していると解される規定を除き、外国人にも等しく及ぶものであるとされた一方で、外国人在留制度の枠内で与えられているに過ぎないとの理由で、結果的に在留期間の延長は認められなかった。

あるべきだ。

差別三法に限らず、日本の法律は根拠法の明記がされていない。なんとなく憲法に準じているのかもしれないが、法律もまた、国家や国民に重大な責任を背負わせているのである。そんな大事なものを、要りそうだからとりあえず制定するという形式で良いのだろうか。

ただ、私の知識不足な点も大いにある。憲法の、特定の条文に基づいた法律で、すべて構成されているのかもしれない。

しかし、一般国民に分かりやすい法律を制定するには、やはり根拠法の明示が各法律に必要なのではないかと思う。

個人的な意見ではあるが、現在有効である法律をすべて集め、根拠法の明示によって体系化されているような資料があれば、法学部生にとっても、とても勉強しやすい資料になるのではないだろうか。

大学の法学部や司法試験対策の予備校等、法律を学ぶ環境に身を置いている者はさておき、そうではない人々の方が社会においては圧倒的多数であり、法に関心がない人は、憲法さえも条文検討する機会がないのではないかと思う。

しかし、憲法や法律を一度読んだとき、何かしらの社会問題について疑念が思い浮かび、その問題が何かの条文に違反している、もしくは適当でない点が見つかったとき、その問題は、憲法や法律に照らすことによって解決へ大きく動くのではないだろうか。社会を法律と照らし合わせて丁寧に観察すると、思わぬ落とし穴が発見できるかもしれない。

この論文では、主に旧身分制度差別について検討を重ねてきた。

憲法で差別について詳しく規定されているわけではないため、ここでもう一度言及しておこうと思う。

様々な考え方があるが、差別とは、科学的根拠に基づかない間違った事柄で人々を評価し、敵意をもって攻撃することだと、一つ定義することができるのではないだろうか。そしてこの行為は、日本国憲法における個人の尊重や法の下での平等に違反するものであり、どんな状況に置かれていても、決して行ってはいけないのである。

何はともあれ、どのような論点をとっても私はまだまだ勉強不足である。こういった点も含め、学生という自由に勉強ができる時間がある今のうちに、様々な視点で思考を深めたいと思う。

<謝辞>

本論文の執筆にあたり、様々な方にご教示をいただき、またご支援をいただきました。

この活動をするために、まずインターンシップに参加する機会をご提供いただきました、NPO 法人ドットジェイピーインターンシップ事業部関西エリアの皆様、この論文にとどまらず、インターンシップ全体の活動をご支援いただき、ありがとうございました。

「旧身分制度差別」を研究するにあたり、様々な資料や知識、考え方、そして論文執筆まで広くご教示いただきました、谷守正康氏（NPO 法人まちづくり神戸副理事長）、お忙しい中たくさんのお時間を割いていただき、感謝申し上げます。

事務上の実務についてご指導いただきました、東山俊之氏（株式会社谷守建築設計事務所共同パートナー）、お忙しい中たくさんご指導いただき、ありがとうございました。

また、この研究を深めることが可能となったのは、ある人権交流協議会代表幹事の貴重なお話があってこそだと考えております。心から御礼申し上げます。

ありがとうございました。

資料①：太政官布告第448・449



資料②：同和対策審議会（衆議院ホームページより）

2021/6/3

法律第百四十七号（昭三五・八・一三）



[メインメニュー](#)

[サイトマップ](#)

[ヘルプ](#)

[音声読み上げ](#)

サイト内検索

検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第034回国会](#) [制定法律の一覧](#) >

法律第百四十七号（昭三五・八・一三）

法律第百四十七号（昭三五・八・一三）

○同和対策審議会設置法

（目的及び設置）

第一条 同和問題の解決に資するため、総理府に、附属機関として、同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣に建議することができる。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 関係行政機関の職員 十一人以内

二 同和問題に関し経験を有する者及び同和問題に関し識見を有する者 九人以内

3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 審議会は、会長が招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（幹事）

第六条 審議会に、幹事二十人以内を置く。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/03419600813147.htm

1/2

資料③：地域改善対策特別措置法（衆議院ホームページより）

2021/6/3 法律第十六号（昭五七・三・三一）

衆議院
The House of Representatives, Japan

[メインヘスキップ](#) [サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ サイト内検索 検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第996回国会 制定法律の一覧](#) > 法律第十六号（昭五七・三・三一）

法律第十六号（昭五七・三・三一）

●地域改善対策特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

（地域改善対策事業の推進等）

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

（特別の助成）

第三条 地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

（地方債）

第四条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

資料④：地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（衆議院ホームページより）

2021/5/3

法律第二十二号（昭六二・三・三一）



[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第108回国会 制定法律の一覧](#) > 法律第二十二号（昭六二・三・三一）

法律第二十二号（昭六二・三・三一）

○地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

（地域改善対策特定事業）

第二条 この法律において「地域改善対策特定事業」とは、旧地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号。以下「旧地域改善法」という。）第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

2 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならない。

（特別の助成）

第三条 地域改善対策特定事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

（地方債）

第四条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第五条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和六十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十六年度以前の年度の繰出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十七年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される地域改善対策特定事業については第三条から第五条までの規定、昭和六十六年度以前の年度に地域改善対策特定事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定並びに次条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（経過措置）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nst/html/houritsu/10819870331022.htm

1/2

<参考文献>

寺園敦史『新・だれも書かなかった「部落」』（宝島新書、2012年）
小林健治『部落解放同盟「糾弾」史—メディアと差別表現』（ちくま新書、2015年）
井上清『部落の歴史と解放理論』（1969年）

部落表記について：佐賀県鹿島市ホームページ
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/207.html>

昭和40年同和対策審議会・答申：文部科学省ホームページ（令和3年5月現在）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322788.htm

同和対策審議会設置法：衆議院ホームページ（令和3年5月現在）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322788.htm

地域改善対策特別措置法：衆議院ホームページ（令和3年5月現在）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/09619820331016.htm

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律：衆議院ホームページ（令和3年5月現在）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/10819870331022.htm

「差別解消に関する3法」について：墨田区ホームページ（令和3年5月現在）
https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinken_danzyo/jinken/sabetukaisyousannpou.html

部落差別の解消の推進に関する法律：参議院ホームページ（令和3年5月現在）
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/192/pdf/k051900481920.pdf>

価値提言傾向について：令和3年5月現在
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/192/pdf/k051900481920.pdf>